

○保育を取り巻く状況

- ・平成28年以降少子化が急速に進行し、令和6年の出生数は過去最少の68万6173人となった。10年で30万人減少したことになる。
- ・令和8年2月26日に「令和7年(2025)人口動態統計(速報)」が公表された。外国人を含む出生数は10年連続で過去最少を更新し70万5,809人と示された。日本人出生数は67万人程度になるのではないかと推測される。一方で婚姻件数が2年連続で増加していることはわずかながら明るい兆しとも言える。
- ・保育所等状況調査取りまとめ内で示された「地域ごとの保育所等利用状況について」によれば、過去5年間における定員充足率は都市部で-3.2%であったのに対し、過疎地域では-8.4%と減少幅が大きく、都市部よりも急速に少子化が進行していることが見てとれる。また、3割を超える自治体が「人口減少を見据えた対応は検討していない」と回答していることから、国は地域分析に係る支援を進めていくとしている。
- ・そうした中、保育士確保は困難を極めている。令和8年1月時点での有効求人倍率は全職種平均が1.27倍であるところ、保育士は3.88倍となっている。引き続き処遇改善と魅力発信の対応が求められる。
- ・令和8年3月17日付で「社会福祉法人における入札契約の取扱いについて」が改正された。随意契約に係る基準金額が引き上げられ、各法人にとっては要件緩和に当たる。工事等計画している法人におかれては留意されたい。

○こども政策の推進

- ・令和5年4月1日にこども基本法施行。
- ・令和5年12月にこども大綱とともに「はじめの100か月の育ちビジョン」閣議決定。
- ・以降これらに沿ってこども政策が進められている。
- ・令和7年4月25日こども家庭審議会に内閣総理大臣から諮問が為された。内容は「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について」である。これを受け、10月22日に保育専門委員会の第1回が文科省管轄の幼児教育WGと合同で開催された。第1回においては各団体からのヒアリングが行われ、全私保連も意見書提出とともに対応した。
- ・「学びに向かう力、人間性等の今後の整理イメージ」などが示され、本格的な議論が開始されている。内容の充実・改善の方向性として、「保育、幼児教育は「環境を通して行う」ことが基本」、「自発的な活動としての遊び」が資質・能力の育成につながる」といった文脈が示されている。
- ・三要領・指針の一層の整合を図るとされ第3回以降も合同合議が行われている。保育専門委員会には全国保育士会会長の北野久美先生が施設長個人の立場として参画している。
- ・令和7年9月25日中央教育審議会教育課程企画特別部会が論点整理として「次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方」を示している。「裁量的な時間」をはじめ柔軟

な教育課程による余白」と記述されるなど、これまでの学校教育から変化する兆候が感じられ、三要領・指針の一本化に期待が持たれる。

- ・こども性暴力防止法が令和6年6月26日に公布された。公布から2年6か月を超えない範囲（令和8年12月25日まで）で施行とされており、こども性暴力防止法施行準備検討会において作成されたガイドラインが公表された。現在は自治体や事業者への説明会が開催されるなど、本格実施に向けた周知等が行われている。各施設においても法律の意義や犯罪事実確認のフローなど確認しておく必要がある。
- ・施行そのものまではまだ間はあるが、犯罪事実確認に使うシステムのアカウント取得や職員への周知など、準備できることにあらかじめ取り組んでおくことで混乱が避けられる。
- ・また、本格施行にあたって職員に係る施設内の諸規程の整備等が必要となる。新規採用に向けた求人票への特記事項記載、就業規則の改訂手続き、職員誓約書などは早めに着手しておくことが望ましい。

○令和8年度予算案

- ・令和8年度予算編成過程の中で検討される事項として、公定価格・基準等の見直し事項の案が示された。主なものは20人定員で15人以下まで現員が落ち込んだ施設に対する加算、3歳児配置の基準化（特例措置の時限化）、定員21～40人施設への調理員体制の充実が挙げられる。
- ・特別地域保育体制確保対応加算（仮称）はかねてより全私保連で予算要望を行っていた、20人定員で定員割れを起こしている施設への救済措置である。対象となる地域は限られており、金額もまだ明確には示されていないが、加算創設は大きな一歩であると考えている。
- ・3歳児配置基準に関しては令和6年度から15:1に改められ、経過措置として当面の間従来の20:1の配置も認められていたが、配置改善加算の取得率が97%を超えたことから令和9年度末（令和10年3月末）を以って経過措置が終了する。
- ・定員21～40人施設への調理員体制の充実として、週5日・1日4時間の非常勤を想定した費用が新たに算入されることとなった。定員20人施設は残念ながら対象となっていないので、この点は留意されたい。
- ・義務となっている安全計画の策定や実施に関し、行っていない施設に対する減算が新設されることとなった。減算額は1350円/月で、基本分単価から減額される。なお、根拠法例の差異により保育所の方が幼稚園・認定こども園に比べて高いハードルが課されていることに注意が必要。また、事業継続計画（BCP）との違いについてもわかりにくい面がある。比較表を参照されたい。
- ・障害児保育に関し、保育士のみなし特例が拡充される。理学療法士や作業療法士等専門職を1人に限り保育士とみなすことができるようになる。従事経験など条件が付くと思われるため、運用にあたっては注意が必要。

- ・減算についてはもう一つ、経営情報等の報告を行っていない場合の減算も導入される。ここ de サーチに適切な情報が入力されていない場合、基本分単価から5%が減額されることになる。報告期限を3か月以上過ぎると適用されるので、留意願いたい。
- ・ICTのランニングコストに係る部分について、新たな加算が創設される予定となっている。いくつか要件が示されているが、現段階で詳細は不明。
- ・令和8年度予算の成立がずれ込んでいるため、詳細については現時点で不明ではあるが、加算が新設されること自体は大きなことである。新設加算そのものを否定するのではなく、不十分な点は継続して拡充を求めていくように考えるべき。
- ・こども誰でも通園制度の公定価格案も示された。加算も含め全般的に拡充の方向で、基本分はこども一人1時間当たりで0歳児1,700円、1・2歳児1,400円とされている。

○こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会

- ・従来の「子ども・子育て会議」の後継となる会議で、全私保連からは高谷常務理事が出席している。日保協、全保協からもそれぞれ委員が出ている。
- ・10月20日に通算第12回が開催された。高谷常務理事からは検討が進められていることも誰でも通園制度について補助単価の見直しや虐待が疑われる場合の体制整備のほか、4・5歳児配置改善加算および1歳児配置改善加算の制度改善、物価高騰への対応に関して発言が為された。
- ・12月23日持ち回り開催として、こども家庭庁HPへの掲載を以って第13回が開催された。公定価格・基準等の見直し事項や誰でも通園の単価がその資料の中で示された。
- ・3月18日に通算第14回が開催された。後述する給食の外部搬入や、付加的保育・付加的サービスについて、高谷常務理事からこどもまんなかの視点を失わないよう意見を述べた。内容詳細は全私保連ニュースを参照されたい。
- ・現在構造改革特区内の公立保育所・認定こども園でのみ認められている、満3歳未満児の給食外部搬入について、これを全国展開すること。すでに公立・私立とも全国展開されている満3歳以上児と同様の流れにならないよう、子どもの安全や食育等の視点から注視する必要がある。
- ・これまでも一部施設で行われている保育料とは別に費用を徴収する活動について、「付加的保育」と「付加的サービス」に整理された。付加的保育は通常の保育に加えて実施されるものであり、保育所と保護者との契約によって成り立つ。対して付加的サービスは保育とは別枠の追加的サービスであり、保護者とサービス提供事業者との直接契約によって成り立つとされた。いずれも安全面や不参加児童への対応などについて留意事項が示されているので参照願いたい。
- ・改正労働施策総合推進法によりカスタマーハラスメント防止が進められることとなった。今後保育施設においてもガイドライン等整備されることとなるが、保育には顧客の概念が馴染まない面もある。整備にあたっては動向を注視するとともに必要に応じて意見を

具申していく。